

広島県告示第九百七十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
広島市加入区（広島市漁業協同組合の地区）	似島地区で総トン数一〇トン未満の漁船を用いて営むなまこぎ網漁業